

事務局責任者協会総会

千葉県中小企業団体事務局責任者協会（会長 長沢啓司 千葉鉄工業団地（協）専務理事）は2月27日千葉市内において第2回通常総会を開催し、平成20年度決算と平成21年度予算を承認した。

総会終了後、本会と共催で研修会を行い、中央大学総合政策部古川浩一特認教授の基調講演と組合代表者による事例発表と意見交換、全体交流会が行なわれた。

組合士交流会

千葉県中小企業組合士会会長 石川光雄 千葉県自動車整備政治連盟事務局長）は3月18日本会と共催で交流会を開催した。

交流会は清水透中小企業診断士による「組合法改正後における事務局及び組合士の役割と責務」についての講演と意見交換。

第3回理事会

本会は3月19日千葉市内において、平成20年度第3回理事会を開

催した。議題は①平成20年度事業並びに収支予算状況について②平成21年度事業計画（案）、収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法（案）について③定款の一部変更について④全国大会の開催準備状況について審議し、いずれも原案どおり決定し、5月の総会に付議されることになった。

雇用安全網強化で政労使合意

麻生首相と御手洗富士夫日本経団連会長、高木剛連合会長らが3月23日、首相官邸で会談し、「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」に署名した。

合意書には雇用の安全網強化について政労使3者が果たすべき役割が書き込まれ、全国中小企業団体中央会の佐伯昭雄会長、日本商工会議所の岡村正会頭も署名した。

中小企業倒産防止共済制度に関する注意（中小企業庁）

今般、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する中小企業倒産防止共済制度と関係があると誤信させようとするFAXが中小企業者に送付され、中小企業者が入金

金を銀行口座に振り込んでしまうという案件の報告がありました。

中小企業倒産防止共済制度は、中小機構が運営している共済制度です。この制度では、共済貸付時に保証会社の「保証」を取ることはありません。また、「全国商工振興保証協会」、「全国商工保証協会」、「商工振興組合」は、中小機構とはなんら関係ありません。

◎お問い合わせ先
中小企業基盤整備機構
経営安定企画課
Tel 03・5470・1540

保証協会の類似名称使用団体に関する注意（全国保証協会連合会）

「全国信用保証協会連合会」および「信用保証協会」の類似名称を使用した機関、団体には十分ご注意ください。

全国信用保証協会連合会および信用保証協会と類似名称を使用した機関、団体からの電話、ダイレクトメール等にはご注意ください。そのような機関、団体については、全国信用保証協会連合会および信用保証協会は一切関係がありませんので、くれぐれもご注意願います。

さらに、金融斡旋屋にもご注意ください。信用保証協会では、保証にあたって信用保証料等を事前

にいただくことはありません。また、金融斡旋屋等の第三者が介入した保証申込は、固くお断りしております。

◎お問い合わせ先
全国保証協会連合会
Tel 03・3271・7201

中小企業庁所掌事務等を記載の融資勧誘に関する注意（中小企業庁）

このたび、中小企業庁の幹部名及び中小企業庁の所掌事務等を記載した「社団法人日本振興協会」という団体名の融資勧誘等の書類が、中小企業者あてにFAX等で送られている実例が見受けられます。

経済産業省及び中小企業庁においてはこのような団体とは一切関係ございませんので、ご注意ください。現時点で被害の報告は受けておりませんが、引き続きご注意ください。

◎お問い合わせ先
中小企業庁長官官房広報相談室
Tel 03・3501・1709

中央会の組織変更と主な人事

【組織変更】（4月1日）

連携支援部の3つのグループを課に、指導相談室を設立相談室に改め、総務部に総務課を設置。

【人事異動】（4月1日）

- ▼藤原誠事務局局長（事務局次長兼連携支援部長）▼岩崎昭明事務局次長兼総務部長（指導相談室長）
 - ▼浜野幸男設立相談室長（松戸支所長）▼今関光俊連携支援部長（総務部副部長）▼河野弘樹連携支援部副部長兼経営支援課長（経営支援GL）▼錦織義雄設立相談室副室長（指導相談室主幹）▼鳥居俊夫設立相談室副室長（商業支援GL）▼斎藤清連携支援部工業支援課長（工業支援GL）▼橋本健一連携支援部商業支援課長（指導相談室主幹）▼東克典連携支援部経営支援課副課長（経営支援G主査）
 - 【退職者】（3月31日）
 - ▼菊地五月男（常勤相談役）▼伊藤高昭（事務局長）▼石渡晃（事務局次長）
- ◎本会事務局の新しい組織・電話・ダイヤルインと主なしごことについては15頁をご覧ください。

■ 地域資源活用促進法と農商工等連携促進法

地域産業資源促進法

- ① 都道府県が指定する地域資源を活用して、新商品・新サービスの展開を行なう事業について、計画を策定し国の認定を取得した場合、前述したような支援措置が講じられます。
- ② 申請については、地域力連携拠点（本会に設置）やハンズオン支援事務局（中小企業基盤整備機構支部に設置）が主体的に対応します。

⇒法認定を取得するには

- ① 地域資源の新たな活用の視点の提示が必要です。
品質、機能又は効用が従来の商品や役務とは異なっているなど、地域資源の活用について新たな発想（従来品との差別化）が見られることが必要となります。
- ② 市場性があり、域外での需要開拓の可能性が高いものであることが必要です。
売上見込みが既存売上高の5%程度以上の売上となることが必要となります。

農商工等連携促進法

- ① 中小企業者の方と農林漁業者の方が、共同して新商品・新サービスの展開を行う事業について計画を策定し、国の認定を取得した場合、前述したような支援措置が講じられます。
- ② 申請については、地域力連携拠点（本会に設置）やハンズオン支援事務局（中小企業基盤整備機構支部に設置）が主体的に対応します。

⇒法認定を取得するには

- ① 中小企業者と農林漁業者が共同で実施する事業であることが前提です。
- ② 両者が一体となって事業に参画し、それぞれの経営資源（設備、技術、知識、ノウハウ）を有効に活用することが必要です。
- ③ 計画見込み
既存売上高が5年間で5%程度増加、付加価値額が5年間で5%以上向上することが必要となります。（付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費）

■ 詳細は

地域力連携拠点

千葉県中小企業団体中央会
連携支援部経営支援課
〒260-0026
千葉市中央区千葉港4-2
Tel. 043-306-3282

地域活性化支援に関する最新・詳細情報は

<http://www.smrj.go.jp/noshoko/>

農商工連携施策に関する最新・詳細情報は

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/index.html>

地域力連携拠点は 地域資源の活用や農商工連携 をサポートしています

■ 地域資源活用事業とは

中小企業地域資源活用促進法に基づき、地域資源（①地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品②地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの）を活用して行なわれる新商品の開発、生産又は需要の開拓及び新サービスの開発、提供又は需要の開拓に関する事業活動をいう。

■ 農商工連携とは

中小企業者と農林漁業者が共同で行なう新たな商品やサービスの開発等に係る計画について国が認定を行い、この計画に基づく事業に対し、補助金、政府系金融機関による融資、信用保証の特例等の支援を行うことにより、農林漁業と商工業等の産業間連携を強化して地域経済を活性化する取組みをいう。

■ 支援対象となる事業者

以下に該当する方が対象になります。

- ①中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、経済産業大臣から「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けようとする者
- ②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき、「農商工等連携事業計画」の認定を受けようとする者

■ 地域資源活用事業認定に基づく支援内容

- 補助金：地域資源活用売れる商品づくり支援事業
- 融資：政府系金融機関による低利融資制度
- 信用保証：信用保証の特例、食品流通構造改善促進機構による債務保証等
- その他：設備投資減税、中小企業投資育成株式会社の特例

■ 農商工連携支援事業認定の基づく支援内容

- 補助金：連携体構築支援事業（法認定不要）、事業化・市場化支援事業
- 融資：政府系金融機関による融資制度、小規模企業者等設備導入資金助成法の特例、農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
- 信用保証：信用保証の特例、食品流通構造改善促進法の特例
- その他：設備投資減税

「金融機関のマニユアル別冊」の目

賢い借り手になるために 「金融検査マニユアル別冊」を読み解く

「金融検査マニユアル別冊」とはいかにも堅苦しい名前前で、一見中小企業とは無縁のように思える。それもその筈、政府が不良債権処理に苦しむ金融機関に示した「中小企業の信用査定に関するガイドライン」だからである。中小企業向けに書かれていないので読み難いのであるが、「金融機関は中小企業に何を期待しているか？ どうすれば有利にお金を貸してくれるようになるか？」が窺がえて、実は企業側にとっても非常に参考になる資料なのである。

貸付先への対応は「信用格付け」によって決まる

金融機関の貸付先への対応は様ではない。回収の見込みの無い先へは融資の継続はしない。その代り、将来回収が見込めると判断したならば、たとえ一時的に窮地に陥ったとしても、金利を下げ、支払猶予を認めてでも救済に回

る。ただし、それが金融機関の裁量で勝手に出来るかというところが、格付けの低い先には「金融機関自身の貸倒引当金を積み増す」等の措置が金融庁によって義務付けられているのである。「貸倒引当金」というのは、万一貸付先が倒産した場合に備えて、貸付金の一部を損金処理することで、その財源は銀行の自己資本である。その為、金融機関自体の体力（自己資本）に応じて引当できる額に限度が生じてくるのである。経済環境の悪化によって多数の貸付先で信用格付けの低下が起こると「貸し渋り」や「貸し剥し」が出てくるのはその為である。したがって、その大元となる「信用格付け」を維持し向上を図ることは、借入先である企業のみならず金融機関にとっても極めて重要であるといえるのである。「格付け」には通常「正常先」「要注意先」「要管理先」「破綻懸念先」「実質破綻先」の区別

があるが、貸付先に対してそれを明らかにしていない。金融庁は所謂「自己資本規制（総資産に対する自己資本の比率）によって、BIS（国際決済銀行）の基準である八パーセント以上を要求しており、自己資本規制ぎりぎりまで運営している多くの金融機関にとって、貸倒引当金を計上するとその分貸付の機会が減るので、格付けの低い貸付案件に対しては金利を上げざるを得ないのである。「金融検査マニユアル別冊」では、貸付先が中小企業である場合における信用格付けの基準を具体的に示している、主として借手の側からこれを読み解いてみたい。

中小零細企業はその特性が考慮される

「赤字や債務超過が生じていることや、貸出条件の変更が行われているといった表面的な現象のみをもって債務者区分を判断すること

は適当でない。」としており、その理由として、中小零細企業が「景気の影響を受け易いこと」「過小資本であること」「そのため「リストラの余地が小さく、黒字化や債務超過解消までに時間が掛かること」「設備資金等の長期資金を短期資金の借換の形で融資が行われていることが珍しくないこと」が挙げられている。したがって、いくら状況が悪いからと言って、金融機関に事実を隠したり、決算を粉飾したりする必要の無いことを示唆している。

実態に則して査定される

更に、「中小零細企業については、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の資産内容・保証能力等を総合的に勘案し、経営実態を踏まえて判断する。」としており、例えば「連続赤字を経営者からの借入金により資金調達が行われ、それを原資に金融機関へ遅滞

視 点

無く返済が行われる場合、たとえ債務超過であろうと、代表者からの借入金を自己資本相当額と見做し『正常先』の査定をして構わない。』との判断である。同様のケースとして、「代表者等への役員報酬が過大のため赤字決算になっている場合」「会社や従業員が有する知的財産権を背景とした新規受注契約がある場合」「同業者と比較して販売条件・仕入条件に優位性がある場合」にも同様の判断が適用になる。ただしそれらを裏付ける十分な証拠(事実)が必要とされるので注意が肝要である。

ビジョン・計画は、時として担保・保証人に優る

特に「経営者の信用力や経営資質」「技術力、新規商品、販売力」と言った、「将来に向けての無形の資産(強み)」をアピールしようとするなら、証拠を用意する意味においても「明確なビジョンを掲げて経営改善計画を策定する」ことに優るものは無い。担保や保証人として、将来も同じ価値を維持できる確証は無い。しかるに、「十分な根拠に基づいて策定されるビジョン・計画」では、将来限りなく獲得できる利益

やキャッシュ・フロー(現金)が明示されるので金融機関にとっても決して悪い話ではないからである。

相手に伝われば、語るだけでも効果がある

特に最新の別冊改訂版においては、貸付先企業の将来の取組みに對する「金融機関側の働き掛け」が重視され、「継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力、販売力

「リレーションシップ・バンキング」(RB)		「トランザクション・バンキング」(TB)	
RB		TB	
規 拠	顧客情報全般	財務情報	
査定方法	事実に基づいて査定	機械的に査定	
査定技術	顧客との親密な関係による情報蓄積	格付・信用リスクの数量化	
担 保	ビジョン・計画・知財	物的担保・保証	

や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか」「貸付先に対する木目細かな経営相談と経営指導等を通じて積極的に再生に取組んでいるか」が判断の基準

になる。このように、日頃の貸付先との密度の高いコミュニケーションを通じて金融機関の貸出態度を「リレーションシップ・バンキング(RB)」と言っており、金融検査マニュアル別冊はRBを手本としている。したがって、企業側とすれば、経営改善計画を自ら策定出来ない場合であっても、例えば今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画を金融機関の支援を得て具体化できるならば「ビジョン・計画を持っている」と見做される。ただしそれには相互の信頼関係が前提になるので、企業は金融機関との日頃の接触を密にしておくことが必要である。

一年でも改善の実績を残せ

「収支計画の具体性および実現の可能性」について、金融検査マニュアル別冊は事例を掲げこう述べている。「：計画開始から一年が経過しようとしているが、代表者の地道な努力により、業績は計画比八割以上の実績で推移し、赤字幅は縮小傾向にあるが、依然として債務超過は多額なものとなっている。現状、法人預金の取り崩し、

経費節減等により資金繰りを繰り回している。：この場合、一般的には、当該債務者の財務内容からは返済能力が認められず、今後業容回復の可能性が低いとみとめられるのであれば経営破綻に陥る可能性が大きい状況にあると考えられ、破綻懸念先の債務者区分に相当する場合が多いと考えられる。しかしながら、金融機関等の支援を前提として策定された経営改善計画等が合理的で、実現可能性が高いと判断される場合には、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。」つまり、金融機関に認められた経営改善計画がたとえ目標を達成し得なくとも、大方改善の方向に向っていればマイナスに評価されることはないのである。

貸出態度は金融機関の実状により必ずしも同じでない

しかし「金融検査マニュアル別冊」はあくまでも金融庁の指導方針であり、金融機関によつては、諸般の事情により、分かつていても「物的担保・保証主義」から抜けきれないところもあるので留意願いたい。

(中小企業診断士 新井将平)

組合 Q&A

監事及び監査

平成19年に組合のガバナンスの向上と共済事業の健全性の確保を図るために組合法の改正が行われ、監査制度も大きく変わりました。共済事業については前月号で中小企業庁の検査方針をお知らせしましたが、今月号では一般組合の監査について述べます。

監査制度の改正

平成19年度の組合法等の改正により、組合の自治運営が効果的に機能するように見直すとともに、共済事業については、その健全性を確保するための措置を講ずることとなり、組合の監査制度を強化すべく次の点が改正された。①大規模組合（構成員が1000人を超える組合）の取扱い②員外監事制度の導入③監事の欠格事由と任期の変更④業務監査権の取扱い⑤監事による理事会議事録の署名⑥監事に対する損害賠償責任とその免除。

員外監事制度

大規模組合については、組合員

による自治運営が機能しにくい場合、組合運営の状況を第三者による監査を受けるよう、監事のうち1人以上は組合員以外の者とするのが義務付けられた。

なお、員外監事の導入が義務付けられる組合の監事については、業務監査権が付与された。大規模組合の員外監事は監査の専門性の見地から選任されることが望ましい。

監事の資格と任期

組合法においては、会社法の規定に違反し、刑の執行終了から2年を経過しない者等が役員となることを禁止する役員の欠格事由を定め、監事については会社法335条を準用している。

理事の業務運営を監視する立場にある監事の権限を強化すべく、監事の任期を定款に規定することを前提に3年以内から4年以内へ延長することとなった。

業務監査権

理事による業務運営に対する監視機能を強化するため、会計監査のみに限定されていた監事の権限を拡大して業務監査権を付与する

こととなった。

一方、大規模組合でない、組合員数が1000人以下の組合は、定款において監事の監査範囲を会計に限定できることとし、理事、監事の権限・義務を明確化している。（信用組合および同連合会は既に監事への業務監査権は付与されている。）

監事の議事録署名

業務監査権を有する監事が存在する組合については、監事による理事会の招集請求が可能であるが、監事の権限が会計に限定されている場合は不可能である。したがって監事の権限が会計監査に限定されている場合、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはする恐れがあると認められるときには、組合員による理事会の招集請求ができることとし、理事会の開催を請求した組合員は理事会に出席し意見を述べることができるようになった。

また、監事に業務監査権を付与することに伴い、監事による理事会への出席及び意見陳述を規定することから、理事会に出席した監

事については理事会の議事録への署名を義務付けることになった。

さらに、総会の決議に当たり、組合員と理事・監事の質疑応答の機会を確保し、健全な組合運営がなされるように総会における理事・監事の説明義務が規定された。

決算関係書類の提出と監査

組合は、事業年度終了後遅滞なく、事業報告書と決算関係書類を監事に提出し、監事の監査を受け、監事から監査報告を受領しなければならぬ（組合法第40条）。

しかし、監査権限定組合（各事業年度開始時点で構成員数が1000人を超えない組合で、定款に監事の職務を会計監査に限定する旨を規定している組合）については、監事に会計監査の権限だけを付与し、業務監査権限を付与しないようにすることができるとも定められた。

監事について組合法規則の規定

【決算関係書類に係る監査報告】

第89条 監事は、決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。①監事の監査の

■ 組合 Q&A

方法及びその内容②決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）が当該組合の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているかどうかについて③剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見④剰余金処分案又は損失処理案が当該組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨⑤監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由⑥追記情報（i 正当な理由による会計方針の変更 ii 重要な偶発事象 iii 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付する必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）

【事業報告書に係る監査報告】

第90条 省略

2 前項の規定にかかわらず、監査権限定組合の監事は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなればならない。

【監事の監査報告の通知期限】

第91条 * 特定監事は、次に掲げ

る日のいずれか遅い日までに、* 特定理事に対し、第89条題1項及び前条第1項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

(1) 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日

(2) 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 決算関係書類及び事業報告書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第1項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算関係書類及び事業報告書については、監事の監査を受けたものとみなす。

* 「特定理事」とは通知を受ける者を定めた場合はその者。そうでない場合は決算関係書類等の作成業務にかかわった理事。「特定監事」とは通知すべき者を定めた場合はその者。そうでない場合は監事全員。

■ 監査権限定組合の監査報告書様式例（組合法第40条、組合法規則第89条）

監 査 報 告 書

中小企業等協同組合法第40条第5項により組合から受領した第〇〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案（損失処理案）を監査した。

なお、当組合の監事は、定款第〇〇条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有しない。

1. 監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、その他通常取るべき必要な方法を用いて調査した。

2. 監査結果の意見

(1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況の全ての重要な点において適正に表示している。

(2) 剰余金処分案（損失処理案）は法令及び定款に適合している。

3. 追記情報（決算関係書類について記載すべき事項がある場合）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇協同組合
監事 〇〇〇〇 印

【作成上の留意点】

- 「監査の根拠条文」について=①協業組合:中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項②商工組合:中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項③商店街振興組合:商店街振興組合法第53条第5項
- 「監査結果の意見」について=剰余金処分案（損失処理案）が組合の財産の状況その他の事情に照らして不当であるとき、又は理事の職務の遂行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があったときは、その旨を追加記載する。
- 「追記情報」について=正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載する（組合法規則第89条第2項）。
- 「署名」について:監事全員が行う。
- 「監査日付」について:監査報告を作成した日（組合法規則第90条第1項5号）
- 監査報告の通知期限:次のいずれか遅い日（組合法規則第91条）=①決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日②特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

■ 通常の労働者との均衡のとれた待遇

1. 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しながら、職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、賃金を決定するよう努めるべきです（パート法第9条第1項参照）。
2. 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設のうち、給食施設、休憩室、更衣室については、有期契約労働者にも利用の機会を与えるよう配慮すべきです。（パート法第11条参照）。そのほか、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等を目的とした福利厚生施設等についても、通常の労働者との均衡を考慮した取扱いをするよう努めるべきです。（パート指針第3の1(3)参照）。

■ 年次有給休暇

使用者は、その雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、次の表の日数の有給休暇を与えなければなりません（基準法第39条第1～3項）

週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数*	雇入れた日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
			6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121～168日	5日	6日		8日	9日	10日	11日
	2日	73～120日	3日	4日		5日	6日		7日
	1日	48～72日	1日	2日			3日		

* 週以外の期間によって労働日数が定められている場合。

■ 育児休業・介護休業等

1. 育児休業制度（子が1歳に達するまで（保育所入所を希望しているが、入所できない場合等、一定の場合、子が1歳6ヶ月に達するまで）

事業主は、次のいずれの要件にも該当する有期契約労働者から育児休業の申出があった場合、育児休業の申出を拒むことはできません（育介法第5・6条）。①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者②その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）

2. 介護休業制度（対象家族1人につき、通算して93日まで）

事業主は、次のいずれの要件にも該当する有期契約労働者から介護休業の申出があった場合、介護休業の申出を拒むことはできません（育介法第11・12条）。①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者②介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日（以下「93日経過日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（93日経過日から1年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）

3. 子の看護休暇制度（年5日まで）

事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する有期契約労働者から子の看護休暇の申出があった場合、その申出を拒むことはできません（育介法第16条の2・3）。

* その他、育介法に規定する時間外労働の制限（育介法第17条）、深夜業の免除（育介法第19条）、勤務時間短縮等の措置（育介法第23条）等についても有期契約労働者に適用されます。

◎本ガイドラインは、契約を数回更新しているようなフルタイム有期契約労働者を主な対象としていますが、それ以外の有期契約の短時間労働者についても、その就業の状況等を踏まえて、適宜参考にしてください。

詳細は最寄のハローワーク又は 千葉県労働局職業安定部 Tel. 043-202-5121

有期契約労働者の労働条件改善ガイドライン

本誌2月号で「有期契約労働者の雇用管理の改善に関するガイドライン」の骨子をお知らせいたしましたが、ここでは、そのうちの「労働条件等の改善」について述べます。

事業主は、有期契約労働者について、その労働条件や処遇等の改善を図るため、次のような点に配慮し、雇用環境の整備に努めなければなりません。

■ 労働条件の明示等

1. 労働条件の明示等

- (1) 労働者の募集を行う者は、その募集に当たって、労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません。この場合において、次に掲げる事項については、書面の交付又は電子メールにより行わなければならない（職安法第5条の3）。①労働契約の期間に関する事項②就業の場所、従事すべき業務の内容に関する事項③始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日に関する事項④賃金の額に関する事項⑤健康保険等の適用に関する事項
- (2) 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません。この場合において、次に掲げる事項については、書面の交付により行わなければならない（基準法第15条第1項）。①労働契約の期間に関する事項②就業の場所、従事すべき業務に関する事項③始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項④賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金、賞与その他これらに準ずる賃金を除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- (3) 事業主は、有期契約労働者を雇い入れたときは、速やかに(2)の事項の他、昇給の有無、退職手当の有無及び賞与の有無を文書の交付等により明示するべきです。また、これら以外の事項についても、文書の交付等により明示するように努めるべきです（パート法第6条参照）。

2. 待遇の決定に当たって考慮した事項の説明

事業主は、有期契約労働者から求めがあった場合には、その待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明するべきです（パート法第13条参照）。

3. 労働者の理解の促進

使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにしてください（契約法第4条第1項）。

4. 書面確認

労働者及び使用者は、労働契約の内容（有期契約労働に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認してください（契約法第4条第2項）。

■ 就業規則の整備

1. 作成及び提出

常時10人以上の労働者（有期契約労働者も含む。）を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません（基準法第89条）。

2. 作成の手続

使用者は、就業規則の作成又は変更について、その事業場の過半数労働組合又は過半数代表者の意見を聴かなければならず、届出の際に添付しなければなりません（基準法第90条）。

■ 均衡考慮の原則及び仕事と生活の調和への配慮の原則

均衡考慮の原則＝労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更するべきです。（契約法第3条第2項）。

仕事と生活の調和への配慮の原則＝労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきです（契約法第3条第3項）。

中小企業団体全国大会が千葉で開催されます

米国の金融危機に端を発した世界同時不況が、我が国経済に与えた影響は計り知れないものがあります。さらに経済のグローバル化や情報化の進展、少子高齢化の急激な進行という構造的な変化によって、経済の先行きはますます不透明感を増してきております。

このような厳しい環境の中にあって、中小企業が生き残り、持続可能な発展を遂げていくためには、個々の自助努力だけでは解決困難な課題も多く、中小企業組合をはじめとする多様な連携組織を活用して、自らの未来を切り拓いていくことが求められております。

本年11月に千葉で開催される全国大会は、混迷を深めている我が国経済の現状に対して、全国の中小企業団体の代表が一堂に会し、自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の一層の充実強化を訴え、組合等の連携組織を基盤とした中小企業の安定的な発展と豊かな社会の実現を図ることを目的として開催されるもので、今年で61回目になります。

追って、ご案内いたしますので、皆さま多数のご参加をお願いいたします。

I. 日時・場所等

1. 日 時 平成21年11月19日（木）午後1時30分～4時
2. 場 所 千葉市美浜区 幕張メッセ「イベントホール」
3. 参加者 約3,000名
4. 来 賓 内閣総理大臣、関係大臣、政党代表、中央関係機関の長、千葉県知事、千葉市長、千葉県内関係機関の長
5. 内 容 (1)議 事（議案審議、意見発表、決議）
(2)宣 言
(3)祝 辞
(4)表 彰（優良組合、組合功労者、中央会優秀専従者）

II. 参加料 1人 4,000円

III. 主 催 全国中小企業団体中央会 / 千葉県中小企業団体中央会

IV. 後援・協賛（予定）

1. 後 援

経済産業省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、総務省、中小企業庁、関東経済産業局、千葉県、千葉市、千葉市長会、千葉県町村会、千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県産業振興センター、関東甲信越静ブロック中小企業団体中央会

2. 協 賛

商工中金、日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構、勤労者退職金共済機構、雇用・能力開発機構、全国中小企業取引振興協会、全国信用保証協会連合会

■中小企業団体全国大会開催準備室 TEL. 043-242-3277

平成21年度税制改正の概要

現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制等について所要の措置を講じ、次のとおり税制改正を行う。[財務省]

□住宅・土地税制

①住宅ローン減税の適用期限を5年間延長し、最大控除可能額を500万円（長期優良住宅の場合には600万円）に引上。②自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合や省エネ及びバリアフリー改修を行う場合の税額控除制度を創設。③平成21・22年に取得する土地を5年超所有して譲渡する際の譲渡益について1,000万円の特別控除制度を創設。④事業者が平成21・22年に土地を先行取得して、その後10年間に他の土地を売却した場合、その譲渡益課税を繰り延べることを可能とする制度を創設。⑤土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置の現行税率を2年間据置き。

□法人関係税制

①エネルギー需給構造改革推進設備等や資源生産性の向上に資する設備等について、2年間即時償却を可能とする等の投資減税措置を導入。

□中小企業関係税制

①中小法人等の軽減税率について、現行22%から18%に2年間引下。②中小法人等の欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止。

□相続税制

①中小企業の事業承継を円滑化するため、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度を導入。②農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の拡充。

□金融・証券税制

①上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の7%（住民税とあわせて10%）軽減税率を3年間延長。②少額投資のための簡素な優遇措置を平成22年度税制改正において創設（上記軽減税率が廃止され15%（住民税とあわせて20%）本則税率が実現する際に導入）。③確定拠出年金について、個人拠出（マッチング拠出）を導入するとともに、拠出限度額を引上。④生命保険料控除における新たな控除枠として、介護医療保険料控除を平成22年度税制改正において創設。

□国際課税

①わが国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備のため、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入。

□自動車課税

①一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を時限的に減免。

□納税環境整備

①電子申告に係る所得税額の特別控除制度の適用期限を2年間延長。

■詳細は最寄りの税務署へ 【市川】 047-335-4101 【柏】 04-7146-2321 【木更津】 0438-23-6161
【佐原】 0478-54-1331 【館山】 0470-22-0101 【千葉西】 043-274-2111 【千葉東】 043-225-6811
【千葉南】 043-261-5571 【銚子】 0479-22-1571 【東金】 0475-52-3121 【成田】 0476-28-5151
【船橋】 047-422-6511 【松戸】 047-363-1171 【茂原】 0475-22-2166

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

2月

【県内全域】

脱退希望者が多くなってきた。

【県内全域】

4月期の政府売渡し麦価が14・

8%の引き上げとなった。しかし最

近2年間で約59%上昇した原料に

対し、製麺品への価格転嫁が不十

分なままである。

【千葉・東京都】

前年に比べロットが小さくなっ

た。売れ筋がわからないので生産

をストップしているところも多い。

【県内全域】

取引先で1社廃業があった。組

合では、受託商品の長期在庫や売

れたもので長期未取りのものが

多くなっており、施設の有効活用

のため整理を進めている。

【県内全域】

需要も業種により大幅に減少し

ているが、一部の民需や官公需は年

度末に向けて仕事が増え動き始

めている。但し電子入札等により

受注競争は大変厳しいようだ。

2月は幸いにして県内業者の倒

産はなかったが、この景況で廃業を

考える企業の声が聞こえる。

【県内全域】

景況は悪化の一途を辿っている。

今年度の見込みも大巾に下方修正

し、来年度はさらに大巾減の予測

で見直しが立たず、賦課金も大巾

な収入減の見込みである。

【県内全域】

このところ月ごとに悪化してき

ており、先の景況が不明なために

経営方針の策定が困難である。

【千葉】

高炉メーカーの大巾減産にみら

れるように、メンバー企業各社と

も受注の落ち込みが続いている。

特に建設機械、IT関連、自動車

関連が大きく影響を受けている。

【野田】

受注量が激減、生産調整や雇用

調整に苦慮している。

組合では、金融や雇用等の施策

情報を収集・発信し、組合員にそ

の利用を促している。

【県内全域】

我々業界は海岸埋立てを中心と

する公共事業が主であるから、経

済危機の中でどのくらい公共事業

が見込まれるかに掛かっている。

【県内全域】

3月から本格的に羽田拡張工事

用として、山砂(クッション砂)の

搬入が開始された。

【富津市他】

各組合員とも景況悪し。現在は

自動車業界のみならず、飛行機業

界にも波及している。

【千葉市他】

酪農経営者の廃業が増えている。

【県内全域】

ダイベロッパーの倒産や極端な経

営悪化に伴い、物件減少と連鎖倒

産懸念が広がる。会社整理の為、

脱退する組合員が1社ある。

【県内全域】

入荷台数の減少。素材価格の低

下により利幅がさらに減少し、赤

字状況になっている。2月に2社脱

退希望があった。

【相】

業種を問わず売上げ不振である。

衣料品はもちろん、飲食店も客数

が減っている。

【県内全域】

好調だった液晶テレビも落ち込

んできている。また、5名の脱退が

あった。

【大網白里】

低調な状態が続く。テナントの

撤退が多いようだ。

【県内全域】

深刻なタマ不足に加え、直販動

向や輸出の手ごたえが上昇モード

の気配を示してきたが、先行きに

は不安感もただよう。

【東金】

消費低迷が続いている。空き店

舗対策、組合員の資金繰りが課題。

【野田】

食料品は、売上げ及び集客に貢

献しているが、衣料身の回り品・

家庭文化雑貨・飲食は厳しい状況。

【県内全域】

食は経済性志向と安全性志向。

業界としてこのニーズにどう対処

するかが課題である。

【県内全域】

年度末が近づくと、脱退する組

合員の連絡が増えてきている。

【習志野】

1月末に飲食組合員が閉店。

【銚子】

非常に悪い。仕入先の間屋が倒

産した。

【野田】

2月に会社更生手続開始申立を

行った会社が1社ある。

【県内全域】

景況は依然として厳しいが、事

務所別には格差が生じている。

【鴨川】

4〜1月の乗船客の対前年比は

95%だった。先行き不安だ。

【千葉】

前月に比べると、若干ではある

が仕事量は増えている。

【県内全域】

2月までは受験という足かせが

あるからか、この経済危機でもそ

れほど影響がなかったが、3月の新

規募集時からはどうなるかわから

ない。

【県内全域】

受注量の大幅な減少により、本

年度の組合運営も大変厳しい状況

にある。

【県内全域】

4月以降の見通しがかたない。

【県内全域】

業界は相変わらず資金繰りが厳

しい。

【野田】

前例の無い貨物量の低下である。

荷主であるメーカーも厳しい現実

だと思うが、運送業もそれ以上に

厳しい状況が続いている。

【県内全域】

組合員で民事再生法を申請した

企業が1社。負債額は114億円。

お知らせ

中央会事務局の新しい組織と主なしごと

(平成 21 年 4 月 1 日)

■専務理事＝佐藤 敏雄 ■常務理事＝伊東 雄二

■事務局長＝藤原 誠

部・室名等	課・担当者名等	主なしごと	TEL
■ 総務部 岩崎事務局次長 (兼総務部長) 興津事務局次長	【総務課】 田川 (幸宗) 副課長 古沢主査 宮崎主事 船渡川調査役	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の加入、脱退手続き ・ 総会、理事会及び委員会の開催 ・ 会費の賦課 ・ 組合等の表彰 ・ 機関誌の発行・資料収集加工及びHP管理 ・ 書籍の販売 (組合法の解説等) 	043- 306-3281
■ 連携支援部 今関部長	【経営支援課】 河野副部長 (兼課長) 東主幹 (兼副課長) 白井主査 池澤主事 堀江主事 岡林推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域力連携拠点事業 経営力の向上支援 (IT活用、知的財産、地域資源活用、農商工連携等) ・ 創業・再チャレンジ支援事業 事業承継支援事業 (相談、情報提供) ・ 次世代育成支援対策推進センター ・ 中小企業人材確保推進事業の支援 ・ 労働事情実態調査 ・ 女性経営者等育成事業 ・ 組合士関連事業 ・ 組合事務局へのシステム研修 ・ 中小企業団体情報連絡員の設置 ・ 中小企業景況調査 	043- 306-3282
	(地域力連携拠点事業 応援コーディネーター) 増野主任 (診断士) 清水主任 (診断士) 池永副主任 (診断士) 石井 (和男) 診断士 野々上診断士 石井 (修) 診断士		043- 306-3283
■ 中小企業団体 全国大会開催準備室 今関部長 池澤主事 田川 (花) 主事	【工業支援課】 齊藤 (清) 課長 福永副課長 田川 (花) 主事 箱崎主事 木村主事 古屋 [診断協会]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合等新分野開拓事業 ・ 連携組織活性化研究会 (一般枠・異業種枠) ・ 新連携・経営革新促進事業 ・ 個別専門指導事業 ・ 組合事務局強化事業 ・ 組合青年部育成事業 ・ 地域力連携拠点事業 (経営革新) ・ 金融相談 	043- 242-3277
	【商業支援課】 橋本課長 海老根副主幹 豊田主事 鷺崎主事 渡邊主事		043- 306-3284
■ 設立相談室 浜野室長	錦織副室長 鳥居副室長 齋藤 (昇) 副主幹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合等の設立相談 ・ 組合の定款変更、登記、決算書の届出等事務管理の相談 ・ 創業・連携推進事業 ・ 外国人研修生受入調査等 	043- 306-3285

FAX. 043-247-8410